

令和3年度  
第30回愛護ギャラリー展 開催要綱

1 目 的

知的障害児者施設等における日頃の文化・芸術活動の成果を広く公表し、障害児者や施設に対する県民の理解と支援を促し、併せて施設利用者等の意欲と施設職員の士気の高揚を図るため、知的障害児者の絵画等の作品を展示し、優秀作品の表彰を行う。

2 開 催 日

- ・搬入、審査、展示作業 令和3年12月7日(火)～12月8日(水)
- ・展示期間 令和3年12月9日(木)～12日(日)

3 会 場 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」  
6階展示ギャラリー

4 主催及び後援

- (1) 主 催 静岡県知的障害者福祉協会
- (2) 共 催 静岡県手をつなぐ育成会、NPO法人静岡県作業所連合会・わ  
静岡県知的障害児者生活サポート協会
- (3) 後 援 静岡県、静岡市、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会  
(予定) NPO法人オールしずおかベストコミュニティ  
一般社団法人 静岡県社会就労センター協議会

5 事業運営

- (1) 実行委員会を設置し、事業の円滑な執行を図る。
- (2) 実行委員会は、静岡県東部、中部及び西部の各地区からそれぞれ5名、計15名を選出する。
- (3) 実行委員会は、愛護ギャラリー展終了までの間に概ね5回開催する。
- (4) 実行委員会は、「愛護ギャラリー展実施要領」を別に定める。

6 出展作品の募集及び広報

- (1) 作品の種類は、「絵画」、「陶芸」、「工芸」、「フリー」の4部門とする。  
(ただし「フリー」部門は、審査対象外)
- (2) 各施設あてに別に定める「作品出展要領」を送付し、作品の募集を行うとともに、ポスターを配布するなどして県民への広報に努める。

7 審 査 員

- (1) 審査員は、出展作品の中から表彰の種類、内容に相応しい作品の選考を行う。
- (2) 審査員は、実行委員会において3名を選任し、静岡県知的障害者福祉協会会長が委嘱する。

8 表 彰

表彰の種類、内容は、実行委員会で協議・検討し、静岡県知的障害者福祉協会理事会において決定する。